

令和7年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第1回総会

日時 令和7年1月27日(月) 午前9時00分
会場 中央公民館2階第2研修室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

欠席委員

14番 高橋博

事務局

事務局長	渡邊健一	事務局長補佐(総括)	高子英晴
事務局長補佐(農地担当)	日下部靖広	総務係主任	木村龍一
農地係主任	土田修	農地係主任	芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (2) 議第2号 非農地証明願の審議について
- (3) 議第3号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 8時57分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、4番の西尾委員、12番原田委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、他に事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第1号から議第3号までの議案について一括上程します。
（1）議第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
（2）議第2号「非農地証明願の審議について」
（3）議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」
以上、議第1号から議第3号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、1番山田委員、11番鈴木委員、17番片桐会長職務代理者が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る1月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件2件を審査しました。

議第2号「非農地証明願の審議について」順位1番、南

部地区の案件になります。

申請地は、大字高屋字西浦にある土地で、農地転用許可後、住宅の前庭として利用していたが、地目変更をしていなく、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位 2 番、西根地区の案件です。

申請地は大字西根字石川西にある土地で、農地転用許可後、資材置場として利用していたが、地目変更をしていなく、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については 30 分程度としまして、9 時 30 分までとします。それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 03 分

再開 午前 9 時 30 分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、6ページをご覧ください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

場所は陵南中学校前交差点を東へ約200m進み、十三そば手前の交差点を右に入り、約50m先の右側になります。以前5条申請のあった農地に隣接する農地です。

1月12日、寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地調査を行ってきました。周辺は多くの宅地に囲まれており、計画通りであれば特に問題はないと判断してまいりました。

本日の地区審査会におきましても異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位1番は宅地分譲用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第1号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。次に議第2号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長、9番、安孫子です。

議第2号「非農地証明願の審議について」、8ページをご覧ください。順位1番

(議案書順位 1 番朗読)

場所につきましては、南部地区の薬王堂寒河江島店前を左に入り、約 300 m 先の突き当りの右側になります。

1 月 17 日事前審査会で現地調査を行いました。農地転用許可を得たが、地目変更の手続きが行われてなかったということです。

事前審査会、また地区審査会でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長、11 番、鈴木です。8 ページをご覧ください。

(議案書順位 2 番朗読)

1 月 17 日、事前審査会出席委員にて現地を確認して参りました。

場所は陵東中学校の南側で、柏屋食堂の西側にあたる場所です。申請通りであれば何ら問題はないだろうと判断してまいりました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。特にありません。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第2号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、1番山田委員、11番鈴木委員、17番片桐会長職務代理者が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

（関係委員退席）

木村議長

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長、9番、安孫子です。

議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」

11ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて19ページの集積計画集計表をご覧ください。

寒河江地区28筆、田3.66ヘクタール、畑0.11ヘクタール、樹園地1.29ヘクタールです。計5.06ヘクタール。

南部地区、2筆、畑0.4ヘクタールです。

利用権設定等促進事業案件については、いずれも農用地域内の土地で、譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議はありませんでした。農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外になっており、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長、13番、芳賀です。

13ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、19ページ集計表をご覧ください。西根地区36筆、田3.48ヘクタール、樹園地1.01ヘ

クタールです。

三泉地区20筆、田3.51ヘクタール、樹園地0.9ヘクタールです。

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外になっており、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長、15番、奥山です。

12ページをご覧ください。

(議案書朗読)

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長、2番、影沢です。

15ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、19ページ集計表をご覧ください。高松地区20筆、田3.02ヘクタール、樹園地1.66ヘ

クタールです。

醍醐地区7筆、田1.66ヘクタールです。

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外になっており、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長、5番、眞木です。

16ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、19ページ集計表をご覧ください。白岩地区6筆、田1.15ヘクタールです。

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、
発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」原案の
とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第3号は、原案のとおり決定いた
しました。

議決が終わりましたので関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

関係委員に申しあげます。

議第3号は原案のとおり決定したことを報告します。

これで、本日上程された議案については、全て議決されま
した。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前9時55分

令和7年1月27日

第1回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 4番委員 西尾沙織

議事録署名委員 12番委員 原田義人